

港湾施設使用料【地方港湾】

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	平成31(2019)年9月30日まで		平成31(2019)年10月1日から	
				外航船舶	その他の船舶	外航船舶	その他の船舶
係留施設	岸壁及び物揚場	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 12時間まで	3円12銭	3円36銭	3円12銭	3円42銭
			12時間を超える場合 24時間までごとに	4円16銭	4円48銭	4円16銭	4円56銭
	小型船舶特定係留施設	係船料	1隻1月につき 須波港		10,480円		10,670円
	棧橋(フェリーボートの接岸施設を含む。)及び浮棧橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき 12時間まで 宮島さん橋 宮島さん橋以外の棧橋	2円31銭 1円60銭	2円49銭 1円71銭	2円31銭 1円60銭	2円53銭 1円74銭
12時間を超える場合 24時間までごとに 宮島さん橋 宮島さん橋以外の棧橋			3円9銭 2円14銭	3円33銭 2円29銭	3円9銭 2円14銭	3円39銭 2円33銭	
		入場料	入場する者1人(6歳以上) 1回につき 常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき 車両 1台1回につき 自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの その他のもの 車体の長さ3メートル未満 車体の長さ3メートル以上5メートル未満 車体の長さ5メートル以上 1台1月につき 自動二輪車、原動機付自転車、自転車、荷車その他これらに類するもの その他のもの 車体の長さ3メートル未満 車体の長さ3メートル以上5メートル未満 車体の長さ5メートル以上		70円 1,360円 100円 140円 170円 260円 2,010円 2,610円 3,710円 5,370円	70円 1,380円 100円 140円 170円 260円 2,040円 2,650円 3,770円 5,460円	
荷さばき施設	荷さばき地	使用料	1平方メートル1日までごとに		3円6銭		3円11銭
	上屋	使用料	1平方メートル1日までごとに		14円25銭		14円51銭
旅客施設	待合所	使用料	事務室、売店、自動販売機その他これらに類するもの 1平方メートル1月までごとに				
			佐木港 佐木港待合所		910円		920円
			佐木港 小佐木待合所		540円		550円
			須波港 須波港旅客上屋		1,630円		1,660円
			土生港 土生港旅客上屋		2,250円		2,290円
			重井港 重井西港待合所		410円		410円
			竹原港 内港待合所		530円		530円
			竹原港 北崎待合所		1,090円		1,110円
			忠海港 忠海港待合所		1,150円		1,170円
			瀬戸田港 瀬戸田港旅客上屋		970円		980円
			瀬戸田港 向田待合所		400円		400円
			鯉崎港 白水港旅客待合所		2,000円		2,030円
			鯉崎港 福浦棧橋待合所		700円		710円
			大西港 長江谷地区旅客上屋		2,640円		2,680円
			蒲刈港 田戸待合所		1,270円		1,290円
			小用港 小用棧橋待合所		1,900円		1,930円
			小用港 吹越棧橋旅客上屋		1,030円		1,040円
			小用港 西沖地区旅客上屋		1,530円		1,550円
			小用港 秋月待合所		750円		760円
大竹港 大竹港旅客待合所		740円		750円			
御手洗港 小長港旅客ターミナル		1,090円		1,110円			
川尻港 川尻港旅客上屋		530円		530円			
中田港 高田港棧橋待合所		860円		870円			
中田港 中町棧橋待合所		2,160円		2,200円			
巖島港 宮島三号棧橋待合所		1,980円		2,010円			
保管施設	野積場	使用料	1平方メートル1日までごとに		2円18銭		2円22銭
船舶役務用施設	船舶給水施設	使用料	水量1立方メートルまでごとに		関係市町の水道料金に81円を加えた額		関係市町の水道料金に82円を加えた額
港湾環境整備施設	緑地	使用料	露店類、自動販売機その他これらに類する施設 祭礼、縁日等に際し一時的に設ける場合 1平方メートル1日までごとに その他の場合		150円		150円
			1平方メートル1月までごとに		1,020円		1,030円
港湾施設用地		使用料	専用使用 普通使用				
			1平方メートル1月までごとに		83円35銭に交付金に相当する額を加えた額		83円35銭に交付金に相当する額を加えた額
			特別使用 1平方メートル1月までごとに 一時使用		42円86銭		42円86銭
		1平方メートル1日までごとに		2円93銭		2円98銭	

港湾施設使用料【ビジター船舶】

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	9月30日まで	10月1日から
係留施設	棧橋及び浮桟橋	係船料	係留1回につき24時間までごとに		
		1級施設			
		艇長25フィート未満		1,330円	1,350円
		艇長25フィート以上30フィート未満		1,640円	1,670円
		艇長30フィート以上35フィート未満		1,850円	1,880円
		艇長35フィート以上40フィート未満		2,260円	2,300円
		艇長40フィート以上50フィート未満		3,180円	3,230円
		艇長50フィート以上60フィート未満		3,900円	3,970円
		艇長60フィート以上		5,030円	5,120円
		2級施設			
		艇長25フィート未満		1,020円	1,030円
		艇長25フィート以上30フィート未満		1,130円	1,150円
		艇長30フィート以上35フィート未満		1,330円	1,350円
		艇長35フィート以上40フィート未満		1,640円	1,670円
		艇長40フィート以上50フィート未満		2,160円	2,200円
		艇長50フィート以上60フィート未満		2,670円	2,710円
		艇長60フィート以上		3,180円	3,230円

港湾施設使用料【目的外使用による場合】

使用施設	使用内容	使用物件	単位	現行	改正後
建物である港湾施設			1平方メートルにつき1月までごとに	Aに0.0033を乗じて得た額にBに0.0058を乗じて得た額を加算した額に1.08を乗じて得た額	Aに0.0033を乗じて得た額にBに0.0058を乗じて得た額を加算した額に1.10を乗じて得た額
	一時的催しものために使用する場合		100平方メートルにつき3時間までごとに	130円	130円
	建物敷地、物置場等として使用する場合		1平方メートルにつき1月までごとに	Aに0.0033を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満のとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、この額に1.08を乗じて得た額	Aに0.0033を乗じて得た額。ただし、使用期間が1月未満のとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用するときは、この額に1.10を乗じて得た額
	電気又は電気通信の線路設置のために使用する場合	電気通信事業法施行令(昭和六十年政令第七十五号)別表第一第二号の表の種類及びその単位に掲げる区分ごとに同表宅地の欄に定める額			
建物である港湾施設を除く施設	上水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件を地下埋設して使用する場合又は港湾施設に添架して使用する場合	外径が0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	延長1メートルにつき1年までごとに	60円 90円 120円 230円 580円 1,100円	60円 90円 120円 230円 580円 1,100円
	その他の場合	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年までごとに	4,400円	4,400円
		看板	表示面積一平方メートルにつき一月までごとに	440円	440円
		標識	一本につき一年までごとに	1,100円	1,100円
		アーチ	一基につき一月までごとに	4,400円 2,200円	4,400円 2,200円
		その他のもの		前各項に準じてその都度知事が定める額	前各項に準じてその都度知事が定める額